

岐阜南ライオンズクラブ

会長 小見山与志夫 様

意 見 書

令和5年11月30日

会則委員長 葛西栄二

同副委員長 千賀英治

本年も、来年度のクラブ役員やその選出のための指名委員会の委員選任を考
えなければならぬ時期が近づいてまいりました。

当クラブは、従来第三副会長を選出し、指名委員会は17名の委員で構成さ
れていましたが、近年の急激な会員数の減少によりその人材を確保することが
難しくなってきました。

そこで、第三副会長の廃止と指名委員定数17名から11名への削減と、そ
ののためのクラブ指名会に関する内規の改正のご検討をお願いいたします。

第三副会長については、会則や付則に選任の根拠はなく、前記内規に成文上
の根拠があるのみですので、前記内規の改正により第三副会長の廃止と指名委
員定数の削減を併せて計ることができるものと思料します。

前記内規を次のとおり改正することを提案します。

1. 指名委員第2項「指名委員は17名とし、会長・前会長・第一副会長・第二副会長・第三副会長・幹事・会計のほか、下記の資格を有する10名をもって構成する。」とあるのを、「指名委員は11名とし、会長・前会長・第一副会長・第二副会長・幹事のほか、下記の資格を有する6名をもって構成する。」と、3.選出第1項「上記の10名の委員は会長・前会長・第一副会長・第二副会長・第三副会長の5名で協議のうえ選出する。」とあるのを、「上記6名の委員は会長・前会長・第一副会長・第二副会長の4名で協議のうえ選出する。」と、第2項「ただし、上記10名のうち4名は在籍20年以上の正会員であること。」とあるのを、「ただし、上記6名のうち2名は在籍20年以上の正会員であること。」と変更改正する。

なお、付則第9内規によると、内規の改正は付則に準ずるとされておりますので、付則第5改正A項改正手順に従った改正手続きを講じる必要があります。

以上ご協議のうえお取り計らいの程よろしくお願いいたします。

以上